

# 高裁なごや vol.31

## 平成28年度 「法の日」週間広報行事

毎年10月1日から7日までの「法の日」週間にちなみ、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局では、さまざまな行事を開催しています。

名古屋高等裁判所では、次の行事を開催しました。

### 1 名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

#### 「家庭裁判所調査官の仕事を知ろう！」開催報告

10月4日(火)の午後、名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所との合同で、家庭裁判所調査官の役割や、その重要性について知っていただくための企画を開催しました。参加者の皆さまには、少年事件、家事事件それぞれのビデオをご覧いただき、現役の家庭裁判所調査官が説明を行いました。

家庭裁判所調査官は、心理学、教育学、社会学などの専門家です。少年事件においては、少年の立ち直りに向けた調査や働きかけを行う、家事事件においては、関係者に面接し、気持ちを受け止めながら、事実関係を明らかにする、などの仕事をしています。家庭裁判所の事件を解決するためには、法律だけではなく、心理学などの知識や技法を駆使して、関係する人たちの年齢や状態などに配慮しながら、適切な対応をしていく必要があります。そのような場面で家庭裁判所調査官は活躍しています。

説明の後で、参加者の皆さまには、家庭裁判所庁舎内の施設を見学していただきました。普段は公開されていない場所もあり、興味を持っていただけたことと思います。



(家庭裁判所調査官による説明の様子)

### 【参加された方の声】

- 丁寧に説明していただきありがとうございました。理解が深まりました。
- 普段入ることのできない施設の見学をさせていただき、貴重な体験となりました。
- 調査官は心理学やいろいろ勉強されていることが分かりました。
- 少年事件における調査官の仕事内容など、具体的に語っていただけて、初めて知るなどが多く、貴重な経験となりました。

## 2 裁判所・検察庁・弁護士会合同企画

### 「裁判を体験してみませんか？」開催報告

10月24日(月)の午後、裁判所・検察庁・弁護士会の共催の広報行事を開催しました。参加者の皆さまには、裁判官・検察官・弁護士等が演じる模擬裁判をご覧ください、被告人が有罪なのか無罪なのか意見交換(模擬評議)を行っていただきました。

今年の5月で、裁判員裁判が始まって7年が経ちましたが、裁判員に選ばれると、有罪・無罪だけでなく、有罪の場合どのような刑にするのかも決めていただくこととなります。今回は模擬ということもあり、有罪・無罪についてのみ考えていただきましたが、参加者の皆さまは、裁判員さながらに、真剣に模擬裁判をご覧になっていました。その後の模擬評議においても、裁判官・検察官・弁護士の進行のもとで、熱心に意見交換をしていただきました。



(模擬裁判の様子)

模擬評議の後には、それぞれの庁(会)が業務の説明を行いました。ここでは、裁判所の説明についてご紹介します。まず、裁判所の職員が、裁判制度や、裁判所で働く職員等の仕事の説明をした後、現役の裁判官から、裁判官の仕事等についての説明を行いました。テレビのニュースなどで映る裁判官は、真面目な顔をして着席しており、一見すると怖そうな印象を受ける方もいらっしゃると思いますが、今回の行事では、時にユーモアを交えながら、ざっくばらんに説明を行いましたので、参加者の皆さまには、親しみを持っていただけたかと思えます。



(裁判官による説明の様子)

【参加された方の声】

- 傍聴へ行ったことはありますが、流れがよく分からなかったので、今回のイベントに参加して刑事裁判の流れを知ることができ貴重な経験となりました。また、評議では皆さんの様々な意見を伺うことができ大変勉強になりました。実際の弁護士の方、検察官の方、裁判官の方のお話を伺うこともでき、有意義な時間を過ごさせていただきました。
- 模擬評議を初めて体験し、初対面の方々と意見交換することで、いろいろな考え方があるということがよく分かりました。
- 裁判所等のことが少し身近な存在となりました。
- 裁判官、検察官、弁護士の方が日常どのようなお仕事をされているのかその一端を知ることができ、今後、もし自分が裁判員になったときに役立つと思った。